



# 鳥取県公報

平成18年 2月14日(火)  
号外第18号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
	(1) (子ども家庭課) .....	1
	鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
	(2) (公園自然課) .....	2
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	
	(3) (警察本部生活安全企画課) .....	2
	鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例 (4) (教育委員会文化課) .....	3
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (5) (審査指導室) .....	3

## 条 例

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第1号

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例 (昭和39年鳥取県条例第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第2条 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) <u>第7条</u> <u>第1項</u> に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するため、鳥取県立保育専門学院 (以下「学院」という。)を倉吉市に置く。	(設置) 第2条 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) <u>第7条</u> に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するため、鳥取県立保育専門学院 (以下「学院」という。)を倉吉市に置く。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第2号

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(収容の公示等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 前3項の規定（飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。）は、知事が、<u>法第35条第2項</u>において準用する同条第1項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び<u>法第36条第2項</u>の規定により犬、ねこ等又は犬、ねこ等の死体を収容した場合について準用する。</p> <p>(犬、ねこ等の譲渡)</p> <p>第19条 知事は、<u>法第35条第1項</u>の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者で適正に飼育できると認めるものに譲渡することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(収容の公示等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 前3項の規定（飼い主の判明していない野犬等に係る部分に限る。）は、知事が、<u>法第18条第2項</u>において準用する同条第1項の規定により犬又はねこを引き取った場合及び<u>法第19条第2項</u>の規定により犬、ねこ等又は犬、ねこ等の死体を収容した場合について準用する。</p> <p>(犬、ねこ等の譲渡)</p> <p>第19条 知事は、<u>法第18条第1項</u>の規定により引き取った犬若しくはねこ又は前条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する期間が経過してなお引き取られない犬、ねこ等をその飼育を希望する者で適正に飼育できると認めるものに譲渡することができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成18年 6月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 この表において「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第 7 条第 1 項</u>に規定する児童福祉施設をいう。</p> <p>4 略</p>	<p>別表第 1（第 3 条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 この表において「児童福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第 7 条</u>に規定する児童福祉施設をいう。</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第 4 号**

鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県文化財保護審議会条例（昭和50年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）<u>第190</u>条の規定に基づき、鳥取県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）<u>第105</u>条の規定に基づき、鳥取県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年2月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県条例第5号**

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第9条第1項の規定に基づく渡航先の追加に関する事務 1件につき300円</p> <p>(4) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正 1件につき200円</p> <p>(5)～(323) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第8条第1項の規定に基づく渡航先の追加に関する事務 1件につき300円</p> <p>(4) 旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第9条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正 1件につき200円</p> <p>(5)～(323) 略</p> <p>2 略</p>

## 附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。